

令和５年度社会福祉法人指導監査（特別監査）について

- 1 対象法人
- 社会福祉法人みぎわ会
- (行橋市南泉三丁目１番５号)
- 2 実地監査実施日
- 令和５年６月１９日、６月２０日
- 3 指摘事項
- 下記「文書指摘事項」のとおり。（令和５年７月１０日通知）
- 4 改善措置報告書提出日
- 令和5年9月29日

指摘事項

１．「契約の締結」における理事会決議について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
定款細則では、理事長等の専決事項の範囲が規定されているが、その範囲を超えた事項について、理事会決議を経ることなく契約の締結（変更）が行われていた。また、一部の工事につき、契約書、仕様書が存在せず、工事の詳細が不明なまま支払いを行っていた。 ①本部改修工事契約 ②訪問看護ステーション移転に伴う増改築工事契約 ③駐車場整備工事（訪問看護ステーション） ④泉荘事務所改修（拡充）工事 （社会福祉法人みぎわ会定款細則第３７条別表４、別表５） これらの契約は理事会決議がなく、法人として意思決定されたものとは認められない。法人としてこれらの契約が適当であったのか検証を行い、適当とは認められない部分があれば法人が受けた損害を回復するよう手続きを行うとともに、理事長が決裁を行う際は、専決事項の範囲を越えて決裁をしないよう、早急に対策を講じること。 また、１０００万円以上の契約を行う際は、経理規定に則って対応するとともに、該当の契約について、随意契約にした明確な理由を明らかにすること。	【要因】 前理事長において社会福祉法についての理解が乏しく、自己の専決事項についての認識が甘かった。そのため「理事会決議」「競争入札」といった、社会福祉法人を運営していくうえで必要となる手続きが行われなかった。 【改善・回復に向けて】 （ｉ）損害の回復 前記①～④の工事について、みぎわ会法人内部調査を行うとともに、第三者委員会に調査を依頼している。 上記調査により事実関係及び前理事長の責任等が明らかになり次第、前理事長への責任追及を行う予定である。 （ii）再発防止策 法人の定款・細則の見直し・確認等を行うと共に、法人内部でのチェック機能を強化する。 ①理事長の専決事項の見直しを行う。 ②理事会での審議・決議方法の確認。 ③稟議書の取り扱い、決定の範囲の明確化。 ④理事会議事録、稟議書の署名人による内容確認の徹底。 ⑤一定金額以上の工事について工事見積書受領および契約書作成を徹底する。 ⑥理事長の専決事項を超える契約においては、理事会の承認を得たことの文書を添えて契約を結ぶ。理事会の承認を得たことを示す文書がなければ工事契約が無効もしくは取り消しうることにについての周知を契約前の業者へ徹底する。 【対応状況】 （ｉ）損害の回復 令和5年8月9日に、1回目の第三者委員会を開催し、前記①～④の工事及びそれ以外についても調査を行った。令和7年3月28日に、第三者委員会より調査報告を受け、前記①～④の契約について妥当性はないと判断されたため、前理事長へ損害賠償請求の手続きを進めている。令和8年4月上旬に、前理事長に対し民事訴訟を提起する予定。また、民事訴訟の終結後に刑事訴訟の提起を行うことを検討している。 （ii）再発防止策 ①理事長の専決事項の見直しは、定款・経理規程を無視した運用がなされていたため、定款・経理規程に基づいた運用を徹底するよう改めた。 ②理事会での審議・決議方法は、実際に議題に上がり審議されたことのみを審議とみなし、議決は出席役員の賛成反対の意思が明確に示されたもので行うよう改め徹底している。 ③稟議書の取り扱い、決定の範囲の明確化は、稟議規程に基づいた運用を徹底するよう改めた。 ④署名人による内容確認を徹底するよう改めた。 ⑤工事見積書や契約書の作成は、経理規程に基づいた運用を徹底するよう改めた。 ⑥理事長の専決事項を超える契約については、経理規程・稟議規程を遵守することを法人全体で確認し、理事会の承認の下、文書を添えて契約を行い、契約業者へ周知を行うよう徹底している。

２．理事長の専決による利益相反取引（自己取引）について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
社会福祉法では、法人の代表者である理事長が法人と賃貸借契約を締結することは、利益相反取引（自己取引）に当たるものであり、法人の利益を犠牲にして自己の利益を図るおそれがあることから、重要な事実を開示して理事会の承認を受けなければならないこと、取引後重要な事実を理事会に報告しなければならないことが規定されている。しかし、下記の理事長所有不動産の賃貸借契約について、理事会決議を経ることなく契約の締結（賃料の増額）が行われており、理事会への報告もなされていない。 ①泉荘 敷地及び通行用道路についての賃貸借契約 前理事長就任以前からの契約であり、賃料無償で50年間の地上権設定有。 ②法人本部 建物についての賃貸借契約 前理事長就任以前からの契約であり、グループホームとして利用していた物件を法人資金で法人本部に改修。 ③訪問看護ステーション 土地及び駐車場についての賃貸借契約 前理事長就任後、訪問看護ステーションを前理事長宅敷地内へ移転することを理事会の決議なく理事長の専決で決定。その駐車場用地として、法人資金で駐車場を整備。10年間の無償賃貸借契約有。 （社会福祉法第４５条の１６第４項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第８４条第１項第２号、第９２条第２項） 自己取引によって法人に損害が生じたときは、自己取引を行った者（本件では理事長）は、社会福祉法の規定によりその任務を怠ったものと推定され、法人に対し、生じた損害を賠償する責任を負うこととなっている。これらの自己取引によって、法人に生じた損害の検証を行い、法人が受けた損害を回復するよう早急に対応を講ずること。 （社会福祉法第４５条の２０第３項）	【要因】 前理事長が、理事長が自己に関わる利益相反取引を行う場合は、理事会の決議を経る必要があることを理解していなかった。 【改善・回復に向けて】 （ｉ）各契約における適正賃料を検討する。 （ii）決定された適正賃料を前提に、法人に生じた損害発生の有無及び損害額を確認し、損害が生じていれば賠償を求める。 【対応状況】 （ｉ）第三者委員会で、契約内容と適正な賃料、今後の契約のあり方について検討中である。令和7年3月28日に、第三者委員会より調査報告を受け指摘事項①～③の賃貸借契約は利益相反取引に該当すると判断されたため、賃貸借契約について見直しを行い不要な物件は返却し、事業継続に必要な物件については社会的な相場や社会福祉に使用しているという事情を勘案し、適正な額で契約を結んでいく方針である。前理事長に話し合いを求めているが、返事がないため、令和8年4月上旬に提起する、前理事長に対する民事訴訟の中で解決をはかる予定である。 （ii）令和7年3月28日に、第三者委員会より調査報告を受け指摘事項①～③の賃貸借契約は利益相反取引に該当すると判断されたため前理事長へ損害賠償請求の手続きを進めている。令和8年4月上旬に前理事長に対し民事訴訟を提起する予定。

3. 法人の関係者への特別の利益供与について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
社会福祉法では、社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、当該法人の評議員、理事、監事、職員、その他の政令で定める社会福祉法人の関係者に対し特別の利益を与えてはならないことが規定されているが、根拠なく以下の支出をしていることが認められた。 ①法人負担による理事長自宅への応接室設置及び備品のソファへの購入 ②法人負担による理事長自宅の庭の木々の伐採及び一部解体・補修整備工事代金の支払い ③理事の顧問選任及び顧問への報酬支出 (社会福祉法第27条) 理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画する立場にあり、理事長及び他の理事の職務の執行を監督する役割を担っている。これらの点から考えると、法人を代表する理事長との関係で、明確な役割分担ができるようにする必要があるため、法令に定めのない役職を置く場合は、役職設置の目的（必要性、理由等）、職務内容や権限、報酬の有無及び額、就任予定者等について、理事会で十分に議論した上で、定款に定めることが望ましい。 今後、速やかに定款や各規程等に基づく適正な取扱いを行うこと。 (社会福祉法第45条の16第1項及び同法第45条の13第2項第2号)	【要因】 前理事長において公私混同する行為が行われていた。 名目不明の購入物や代金支払いに対して仮に疑義を生じても前理事長への特別の利益供与にあたるか否かという判断を会計担当者個人がする権限が与えられておらず、支払いを拒否することができなかった。 顧問との顧問契約が、前理事長の専権及び顧問税理士の指示でなされていた。 【改善・回復に向けて】 (i) 前理事長への利益供与に関しては、相当額の返還を求める。 (ii) 会計における支払いの際には、名目を明記することを徹底し、疑義があるときは支払いを保留する権限を会計担当者に与える。 (iii) 現顧問については、顧問を置く必要性の有無を検討し、解任の是非、報酬額の検討、既払い分の報酬の取り扱いを検討する (iv) 前例の無い役職を置く場合は、役職設置の目的や職務内容、権限、報酬の有無や額、就任予定者等において、理事会で充分に審議し、また、定款に定めることも検討する。 (v) 再発防止をめざし、社会福祉法第27条の理解の徹底を図る事を目的とした、法人役員および各拠点の管理者が必要な知識を学べる機会を作る。 【対応状況】 (i) 令和7年3月28日に、第三者委員会より調査報告を受け指摘事項①及び②については前理事長への特別の利益供与に該当するため前理事長へ損害賠償請求を行う準備を行っている。令和8年4月上旬に前理事長に対し民事訴訟を提起する予定。 (ii) 会計担当者が支払いに対して疑義がある場合は、会計担当者から施設長会、理事会へ問題提起を行うシステムを作った。また、支払いの名目をはっきりさせるために、文書による事前承認を得ることを徹底している。 (iii) 令和5年6月30日付けにて当時の理事2名との顧問契約解除済み。 (iv) 前例の無い役職を置く場合は、定款、社会福祉法に基づき理事会で審議の上、決定することとした。現時点で前例のない役職を置く必要性は発生していない。 (v) 弁護士を講師としてコンプライアンスの勉強会を開催した。また、組織としての指示命令系統や会計処理についての勉強会を行った。今後も、行っていく予定である。

4. 議事録への必要事項の記載について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
社会福祉法では、理事会は、法人の業務執行の決定等を決議により行う重要な機関であり、その決議の内容については、適切に記録される必要がある。また、理事会の決議に参加した理事が議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されることから、決議に関する各理事の賛否については、特に正確に記載される必要があるとされている。 しかし、貴法人理事会議事録において、議案として記載があるもので、決議に関する各理事の賛否が議事録上確認できないものや、添付資料等が無く詳細が読み取れないものが認められた。その為、複数の理事から聞き取りを行ったところ、実際に決議が行われていないものや、詳細な説明が行われていないものがあるとの証言が得られた。 (社会福祉法第45条の14第8項) 今後、理事会の開催に当たっては、議案について各理事が賛否を判断できるよう、適切な説明を行い、議事録には、決議に関する各理事の賛否の記載及び議案に関する資料の添付を行うよう改善を行うこと。また、現理事長就任以降の議事録において、決議に関する各理事の賛否が確認できないものについては、再度賛否を確認する等、現理事会体制での決議事項の整理を行うこと。	【要因】 理事会における議事録作成の意味及びその重要性についての認識が不足していた。 【改善・回復に向けて】 (i) 前理事長就任以降の議事録を見直し、議事録から賛否が確認出来ない議案のうち重要事項については、再度賛否を確認したうえで、記録に留める。 (ii) 今後の議事録は、各理事および評議ごとに賛否を記載するとともに、『異議（否）』の意思表示をした各理事および各評議員について、異議を唱えた理由も記録に残す。 (iii) 議事録は全役員がいつでも閲覧できるようにする。 【対応状況】 (i) 過去における賛否の不明瞭な決議については各理事の賛否を明確にした。 (ii) 議題ごとの賛否は、各出席者の賛否の意思が分かるように議事録に記載することとし、異議等の発言についても記録に残すよう徹底している。 (iii) 議事録の保管場所を周知し、役員が自由に閲覧できるようにしている。

5. 収益事業の運営について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的として設立されるものであるため、法人の行う社会福祉事業に支障のない範囲であれば、収益事業を行うことができるものであるが、公益事業及び収益事業は社会福祉事業に対して従たる地位にあり、原則として、社会福祉事業の収入を公益事業又は収益事業に充てることはできないとされている。その為、公益事業または収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理する必要があることが規定されているが、収益事業の「みぎわショップ」の会計と社会福祉事業の会計の区別がなされておらず、社会福祉事業の金員を収益事業へ移動させていたことが確認された。 (社会福祉法第26条第1項、第2項) 収益事業の「みぎわショップ」の会計と社会福祉事業の会計を独立させ、収益事業会計の適正化を図ること。	【要因】 前理事長によって、収益事業であるショップを社会福祉事業を行っている建物内に開設すること及び福祉事業もしくは公益事業の金員を収益事業に移動することなどが専横的になされてきた。 こうした前理事長の行為について異議を唱えるも、変更・改善されなかった。 【改善・回復に向けて】 (i) [みぎわSHOP] は廃止し、[みぎわSHOP] へ資金移動した分については社会福祉の会計へ戻す（返金する）。 (ii) 法人の役員、スタッフ全員を対象として、社会福祉事業とお金の取り扱いに対する学習の場を設ける。 (iii) 会計監査を強化する。 【対応状況】 (i) 「みぎわSHOP」は既に営業を中止し、税務署にも税理士を通して収益事業廃止届を提出し受理された。「みぎわSHOP」の通帳に振り込んだ資金の法人への返金は令和5年7月までに完了した。「みぎわSHOP」の看板は、令和5年8月4日に撤去した。現在、収益事業は行っていない。 (ii) 職員への勉強会は、弁護士を講師として令和6年3月15日に行った。 (iii) 規程に基づく運用を周知徹底し、理事長個人の判断で金銭を動かせないようにした。

6. 基本財産の管理運用について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
法人の主たる事務所が令和4年6月17日に移転しているが、基本財産の変更登記が行われていなかった。 基本財産は社会福祉法人の存立の基礎となるものであり、厳格な管理を行う必要があることから、速やかに登記の確認及び修正を行うこと。	【要因】 当時の事務員が変更することを失念していたことが考えられる。 【改善・回復に向けて】 可能な限り速やかに法人事務所の登記を行う。 【再発防止策】 (i) 基本財産の管理運用について法人内において現況を再度確認し、登記手続を要するものについては速やかにこれを行うこと、定期的に確認をすることを徹底する。 【対応状況】 (i) 令和5年8月21日、不動産登記の主たる事務所の移転登記を終了した。

7. 国又は地方公共団体以外から社会福祉事業の用に供する不動産を借用している場合について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
社会福祉法では、社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手として当該事業を安定的・継続的に経営していくことが求められるものであることから、確固とした経営基盤を有していることが必要であり、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えておかねばならないと定義されている。そのため、原則として、法人は社会福祉事業を行うために直接必要である全ての物件について、所有権を有していること又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることを要すると規定されている。 しかし、前々回、前回の指導監査に引き続き、貴法人では社会福祉事業の用に供する不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用しているが、その事業の存続に必要な期間の利用権の設定及び登記がなされていないものが確認された。 (社会福祉法第25条、「社会福祉法人の認可について【局長通知】」別紙1「社会福祉法人審査基準」第2の1の(1)) 今後、当該不動産については、所有者と協議を行い、購入し法人所有とするか、賃借する場合は地上権又は賃借権の登記を行うこと。	【要因】 すべて登記が終了したとの前理事長の報告内容について役員による確認がなされていなかった。 【改善・回復に向けて】 (i) 法人において福祉事業の用に供する不動産の確定を行い、不動産所有権取得の是非等を検討する。 (ii) 上記検討の結果により、必要な不動産の所有権獲得のためのプログラムを検討する。 (iii) 民間からの借用不動産については、賃借権の決定と、借用期間を長期にわたるように調整する。 【対応状況】 (i) 当法人が所有もしくは借用している不動産の確定を行い、福祉事業として将来的に使用し続けるか否かの仕訳を行った。 (ii) 法人が活用していない不動産は、返却するか売却することとした。また、前理事長が所有する不動産で、法人運営上永続的に利用したい物件は、損害賠償請求時に土地の譲渡等を含め所有権を獲得するよう検討を行った。 (iii) 前理事長以外から借用している不動産について所有者と話し合いを行った。地上権や借地権の設定に同意が得られなかった不動産に関しては、30年間の賃貸借契約を交わし長期貸借に同意する誓約を結んだ。前理事長から借用している不動産については、前理事長へ交渉を行いたい旨の書面を郵送したが返答がない状況である。令和8年4月に提訴する予定の民事訴訟の中で解決を図っていく。

8. 法人運営全般について

改善を必要とする事項・是正改善方策	法人からの改善報告
今回の監査の中での指摘事項の多くは、前回の監査では確認されなかったものである。このことについて、理事長に聞き取りを行ったところ、 ①理事長は社会福祉法人制度及び、法人の内部規程を理解していないこと。 ②その補佐の為、自身の理事長就任にあたり、評議員・理事・監事を刷新し、専門職の方を選任したこと。 ③業務に当たっては、理事会には諮っていないものもあるが、全て評議員・理事・監事のうちの誰かに相談して業務を行っていたこと。 ④その際に社会福祉法人制度及び、法人の内部規程を踏まえた助言をもらえなかったこと。 等の証言を得た。この聞き取りと監査で認められた事実から、今回の指摘事項の多くは、理事長が理事長という職にありながら、社会福祉法人制度及び、法人の内部規程を理解していないことや、理事長が中心となり、評議員・理事・監事を選任した結果、組織の内部牽制機能が失われた上、社会福祉法人制度を理解した役員が存在なくなったことが大きな原因と考えられる。 理事会の構成については、法令での定めはないが、理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者でなければならない(社会福祉法人審査基準第3の3の(1))とされており、法人運営について自らの専門性や知見を活かして助言を行う、法人と理事長との利益相反を監督する、地域住民や利用者など外部の意見を適切に理事会に反映する、利用者や地域住民などに対して説明責任を果たす等の役割が求められている。社会福祉法人の使命は、社会や地域への貢献であり、そのために自らの経営の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことが重要であり、法人の判断基準は、単なる法令遵守だけではない。法令には明確な基準として定められていないことであっても、社会福祉法人の使命や社会倫理に従って判断し、法人運営を行うことが必要である。 今後、法人が事務の適正な執行を確保するため、次により、内部統制体制の整備・構築を図るよう勧告する。 【勧告①】 社会福祉法人制度等の理解を深めるため、有効な取り組みを検討すること。 【勧告②】 法令等を踏まえ法人の内部規程を整理すること。また、法令等が改正された際、適時に対応するための仕組みづくりを行うこと。併せて、役職員に改正内容等を周知すること。 【勧告③】 「会計監査及び専門家による支援等について」(厚生労働省 社会・援護局福祉基盤課長通知 別添1)の内容を参考として、財務会計に関する内部統制の向上に関する外部専門家の支援を受けることを検討すること。 【勧告④】 会計に関するマニュアルやチェックシートの整備など、経理規程に基づく適正な運用の遵守・徹底のために有効な手法を検討すること。 【勧告⑤】 会計事務に携わる職員に対し、必要な研修を継続的に実施すること。 【勧告⑥】 公益通報者保護を定めた規程を整備し、全職員に同規程の運用について周知すること。また、実効性のある取組となるよう必要な検討を行うこと。	【勧告①再発防止策】 (i) 第三者へ講師を依頼するなどして勉強会を行う。今回の問題点が明白になった後、企画する。 【勧告②再発防止策】 (i) 顧問弁護士からの指導を仰ぎ、法令等の改正時に迅速・適切に対応していく。 (ii) 法令・制度変更時、法人本部より役員へお知らせを出す等の方法にて周知徹底する。 (iii) 法人の規約等が変更になったときは、全役員及び全職員に対し周知徹底する。 【勧告③再発防止策】 (i) 社会福祉に詳しい税理士から定期的に指導を受ける体制を作る。 【勧告④再発防止策】 (i) 会計に関する『チェック表』を作成⇒各事業所経理担当がチェック⇒経理担当が支出内容等に疑問を感じた時は支払いを一時保留し、管理者に報告・相談⇒疑問が残る場合は管理者が施設長会議等に議題として挙げ、速やかに審議する体制を作り運用している。 (ii) 『稟議書』については、稟議書は病休等の特別な理由が無い限り、捺印の任にある者全員が内容の適否を確認する。なお、稟議書が必要な条件(金額等)の見直しも行う(経理規程の見直しも含む)。※今回の一連の不正又は不明なお金の動きに関連する『稟議書』の殆どが、前理事長と退職した本部職員Aの間で終結しており、各事業所管理者が認知する機会さえ与えられないまま、前理事長の独断で決済されていたことが確認されており、結果的に当法人に多大なる損害を齎す大きな要因となった。その事実を鑑み、『稟議書』の取り扱いについては、今後、特に細心の注意を払う。 【勧告⑤再発防止策】 (i) 税理士等による勉強会を行う。 【勧告⑥再発防止策】 (i) 今回の件を受け、社会保険労務士へ『内部通報規程』作成を依頼し、既に原案を受領している。その原案に基づき、令和5年7月21日に各事業所の管理者へ向けて説明会を実施している。説明者は社会保険労務士。修正案／決定案が完成次第、全職員へ周知する。 【勧告①対応状況】 (i) 令和5年7月に顧問弁護士、令和5年11月税理士、令和6年4月公認会計士と顧問契約を結び、疑問点がある場合は随時相談ができる体制を整えた。顧問契約を結んだ専門家から幹部職員に向けた研修会を行った。さらに、法人外で開催されている勉強会にも、法人の役職者や経理担当者が出席をしている。 【勧告②対応状況】 (i) 弁護士とは随時連絡を取り、また公認会計士と毎月、情報の確認と当法人の現状について検討する時間を設けている。 (ii) (iii) 規程等の改定時は、職員に対しては職制を通じすぐに伝達し、役員に対してはネット配信や郵便を用いて、変更内容をお伝えしている。 【勧告③対応状況】 (i) 顧問税理士から毎月収支状況を監査してもらい、収支状況の分析と会計処理についてのアドバイスをもらっている。それと別に、公認会計士から規程や規則の見直し、会計のルールについての指導をもらっている。法人内で疑問が生じた際は、随時顧問弁護士も含めた専門家へ問い合わせ、確認ができる体制で対応している。 【勧告④対応状況】 (i) 会計に関する「チェック表」を作成した。各事業所経理担当者がチェックを行い、経理担当者が支出内容等に疑問を感じたときは支払いを一時保留し、管理者に報告・相談を行い、疑問が残る場合は管理者が施設長会議や理事打合せに議題として挙げ、速やかに審議を行う体制を整備し運用している。 (ii) 「稟議書」は稟議規程に基づいて取り扱うよう徹底している。前理事長から提示されていた、30万円以上の契約・購入は理事長決裁だけで処理できるという通知は無効とした。現在、高額な予算が必要な稟議書については、施設長会の場で検討した後に捺印を行っている。また、経理規程を現状に沿ったものに改定した。これから整理できた規程及び整理できていない規定を整理し、随時整理を行って行く。 【勧告⑤対応状況】 (i) 会計を担当する全職員は制度の理解を深めるための研修へ出席をしている。法人外で開催される社会福祉会計の研修へも参加をしている。令和6年9月から公認会計士による勉強会を月1回ペースで実施しており今後も継続して行う。 【改善報告⑥対応状況】 (i) 令和6年2月 従業員の外部相談窓口メンタルヘルス(ハラスメントを含む)を設置した。令和6年7月「内部通報規程」を労働基準監督署へ提出をした。外部の専門家によるトラウマ・インフォームド・ケアの勉強会を定期的に実施している。トラウマ・インフォームド・ケアの勉強会は継続するとともに、包括的暴力防止プログラムの研修と共に職員のカウンセリング能力をアップする取り組みを企画している。

法人からの総括

新しい理事長のもと、新しい役員体制で理事会・評議員会を構成すると共に監事も入れ替わった。また法人外の構成員（弁護士、公認会計士をはじめとする社会福祉法に見識ある者）による第三者委員会を立ち上げ、改善勧告事項及びその他の事項について、社会福祉法人法令に則った解決をすべく、協議を重ねている。前理事長からも物件により返金するとの意思表示を受けている。第三者委員会の意見を踏まえ、前理事長への責任追及及び法人の損害回復に向けて顧問弁護士による交渉を開始する予定である。

また、今回のことは前理事長が行ったことではあるが、みぎわ会役員の管理体制にも問題があったと反省している。管理体制を見直すことで再発防止にとりくむとともに、社会福祉事業の健全な運営が図れるように努力していく所存である。

【職権の不適切な濫用について】

今回の一連の前理事長の行為は、主に前理事長の社会福祉法をはじめとした諸法に対する知識の欠如等によるものであるが、加えて、前理事長の専横的行為を阻止できなかった役員体制・各委員会、監事のあり方にも問題がある。

法人としては、これまで前理事長の行為による不透明な資金の流れに対して、疑問を持ち、異議を唱えながらもそれが全く反映されなかった現場の職員たちの意見に十分耳を傾け、以後このようなことが起こらないよう、また仮に起こってもそれをすぐに是正できるシステムを早急に構築する予定である。

【再発防止策】

- (i) 前理事長が相談窓口となって機能していなかった相談窓口を設ける。
- (ii) ハラスメントに関する規程を整備し、全職員へ周知する。
- (iii) 定期的に様々なハラスメントや虐待防止に関する研修を行う。

【再発防止策の実施状況】

- (i) 法人内部での相談窓口を全理事と監事の全員が窓口となる体制とし、外部にも相談窓口を設けた。
- (ii) ハラスメントに関する規定は完成していないが、理事長による勉強会開催と外部のオンライン研修を全スタッフが受講することで基本的な考え方と対応を示した。
- (iii) 毎年、ハラスメントの研修を計画している。

今後の市の対応

- (i) 第三者委員会の最終的な結果の報告を求める。
- (ii) 報告された改善内容の実施状況について、引き続き注視する。